

市長が 美しい故郷も財政も破壊！ (羽村市は29年度から普通交付税の交付団体に転落)

— 12月市議会山崎議員（一般質問）報告 —

全国814市・区の「2016年度・普通会計決算調査」が掲載された。高いほど財政が硬直化、自由に使えるお金が少ない経常収支比率では、1位が128%の夕張市、羽村市は103.5%で10位。都内26市の平均が90%であることから際立って財政硬直化が見て取れる。

富裕団体といわれた羽村は、平成元年の比率は57.7%。市長が就任した13年は89.4%。以来90%台が続き、リーマンショックでの101.7%が最高だったので28年度は過去最高。また先日の議員研修で、羽村市の公共施設老朽化率の高さ、財政調整基金の減少等、財政状況の厳しさから「この状況で区画整理が進められるのか？」が明らかになった。

平成29年11月24日 日本経済新聞

まちの家計 ここに注目

比率が上昇した市が多い

1	夕張市(北海道)	128.4%
2	多賀城市(宮城県)	105.6
3	桜井市(奈良県)	104.7
4	天理市(奈良県)	104.6
5	安中市(群馬県)	104.0
5	三浦市(神奈川県)	104.0
5	御所市(奈良県)	104.0
8	泉佐野市(大阪府)	103.7
8	松原市(大阪府)	103.7
10	羽村市(東京都)	103.5

■経常収支比率 人件費や公債費など常に必要な経費に対し、地方税や普通交付税など毎年度継続して得る収入をどれだけ費やしているかの指標。高いほど財政が硬直的で、政策に自由に使えるお金が少ないことを意味する。公債費が重い北海道夕張市が最も高い。比率が上昇した市も目立つ。

市長の言う「協議移転」の空手形！ 道路工事で追い出し

「川崎地域の危ない工事を聞く」

山崎：川崎1丁目では重機が騒音を立て住宅間際まで掘り下げるなど住民の不安が大きい。「来年2月までに立ち退き、更地にするよう」迫られた人達もいる。道路を先に造り、追い立て、個人の権利を侵害する事業は認めない。

市長：道路工事で、現道に接する石積撤去後に高低差が生じた地盤面の安全対策をするため、隣接地等への影響を考慮し暫定的な造成工事を行っているもの。

山崎：集団移転としたのはなぜか。

市長：既成市街地で、「川崎一丁目エリア」も建物の移転が錯綜し、通常の曳家や再築工法のみでは事業の長期化が予想されるため、集団移転を計画した。

山崎：移転説明はいつ、だれが、どのように、何回行ったか。

市長：回数に捉われることなく訪問。その都度、移転や補償等に関して丁寧な説明に努め意見や要望を聞きながら協議を進めている。

反対の会コメント < 住民同士で情報交換が必要 >

公社が「家屋調査」等と称し何度も訪れる。周りのことを聞いても「みんな移転すると言っている」などと圧力をかけて不安にさせ、あとは「個人情報だから」と情報を隠し分断する。素人では判らないことをよいことに、補償額をできるだけ安く、かつ早く契約するように指導されている。

住民同士が情報交換して、他の人の状況が知れると、市や公社はごまかしがきかなくなり、やりにくくなるから個別交渉にこだわる。

山崎：補償対象となる移転期間はどのくらいか。

市長：「延床面積100㎡の木造建物の標準工期」で、再築工法の場合、引越し準備等の期間が7日程度、建物解体期間が半月、建替え期間が4か月、完成後の入居等にかかる期間が7日程度、合計5か月が標準移転期間で補償対象。

曳家工法は、曳家期間が2か月で、合計2か月半が標準移転期間で補償対象。

山崎：川崎一丁目エリア「仮住まい1年半」の根拠は。1年半を超えた場合の責任は。

市長：集団移転手法のため、再築工法の標準移転期間5か月に区画道路の築造や宅地の造成工事等で従前地と仮換地の両方が使用できない約1年1か月を加え、1年半を見込んだ。できる限り計画期間内で工事完了を努める。

山崎：工事で騒音発生、防音シートも騒音・振動計もない。施行者が設置すべき。

市長：重機等の騒音や砂埃についての要望や苦情が寄せられているが、安全対策や砂塵等の飛散防止対策を図った上で施工している。

反対の会コメント < 個人でなく、住民同士での対応が必要 >

市は公社や業者にお任せで殆ど現場に来ない。業者に改善を求めても対応しない。まるで「いやがらせ」だ。個人で市に言っても、「あなただけですよ」等と誤魔化す事も多い。近隣同士で又は会から直接、市や市長へ知らせる必要がある。

宅地の地盤高などが全て不明なまま、 「2月までに更地にしろ」と追い立てる羽村市

山崎：宅地の地盤高が、どういう高さになるのか、地権者が聞いても分からないと言う。模型等があればよいが、どういう形で説明しているのか。

石川：権利者の意向を聞いて最終的な高さを決める。現在そういったことが、はっ
部長 きり決まっていない段階での道路拡幅工事なので、暫定的な法面の整地だ。

山崎：段差があり、下に駐車場を造り上に住んでる人達にとっては、そういう使い
方ができるかどうかという事も含めて判断が必要だ。今は工事中だから先の事
は分からないと聞こえたが、設計図があるのだから模型で示すべき。

石川：造成は、基本的なものを移転実施計画で持っているが、最終的には権利者と
部長 協議をして宅盤たくばんを決めるので、移転した後、今後の設計の中で反映していく。

山崎：その答弁だと、まず移転して更地になってから宅盤高は考えるという答弁だ！

補償金もなしに、仮住まい探しや移転の準備。ひどい扱い

山崎：仮換地指定は、どの時点でされるのか？

石川：移転時期のおおむね1年半ぐらい前に移転補償の説明に伺い。その後、建物の
部長 調査をする時期を見て、土地区画整理審議会に仮換地指定の諮問を行う。その
後、補償費を提示し、移転契約と仮換地指定の通知を概ね同時期に出す。

山崎：契約をしてもお金が出ないと言ってる方がいる。

石川：移転契約の取り交わしにより移転義務が生じ、市は補償を支払う義務が発生。
部長 移転費用の半金、前払金の支払いは、権利者が解体業者と契約を結んだことを
確認をさせてもらった後に、口座に振り込む。

反対の会コメント〈補償額の根拠も示さず、契約を迫る羽村市〉

市は家屋調査はするものの、補償の明細や根拠を示さず、うまいことを言って
移転の契約を迫る。

住民達の声：こちらが望んだ事業ではないのに、土地や清算金を取られるばかり
か、忙しい生活の中、追い立てられ「仮住まい探しや、業者の手配、更地にし
たり、家を建てるのも、全て自分でやれ」とは、ひどい扱いだ。まるで災難だ。
もう羽村には住んでたくない。

羽村大橋擁壁工事ドリルが折れてスゴイ衝撃、民家に被害も

山崎：騒音振動の規則を守ってやっているという事だが、11月6日 昼間、大騒音、
地震のように家が揺れた。騒音・振動計の赤と黄色いランプが点滅。大変驚い
たと複数の人から聞いた。何があったか。

石川：その作業で何があったのか、私が直接、今この場でお答えできませんが・・・
部長

山崎：何があったか把握していないという事が、何の報告もなかったのでしょうか？
その場に市の職員も来たそうだが、何も聞いていませんか。

石川：騒音レベルが一時的に超えたとは聞いているが、80デシベルを一時的に超え
部長 ても、平均的には抑えられている。

山崎：ボーリングの太いドリルが石にぶつかって折れたという様な事を聞いている。

「行政不服審査請求」で、住民としての権利を守ろう

山崎：行政不服審査請求とは何か。市民にとっての意味は。

市長：国や地方公共団体の税や社会保障に関する決定や認定など、暮らしに身近な様々な手続きの決定、「処分」に対して不服がある時、国民が簡易迅速かつ公正な手続きの下で行政庁に対する不服申立てをする制度。

山崎：過去5年の羽村市民からの羽村市、上級庁も含めた請求件数は。

市長：羽村市長を審査庁とするものが416件、羽村市長以外を審査庁とするものが25件。

山崎：区画整理事業では、どの処分が審査対象で、審査庁はどこか。

市長：「建築行為等の市長の許可・不許可」の処分に不服がある場合は羽村市長。また、市が行う「仮換地の指定」や「換地処分」などに不服がある場合は、東京都知事に対し審査請求をすることができる。

★経済委員会に、西口整備を考える会から「陳情」12月13日 「先行取得地は全て権利者の減歩緩和のために使用することを求める陳情書」

鈴木議員：陳情採択の意見

- 1、昭和63年11月に井上前市長名で書かれた「念書」の、「最も適切かつ効果的な手法で行う。関係権利者および地域住民と充分話し合いを行い、理解の下に実施する」という約束が守られていない。
- 2、これまでの市の区画整理と同様の20%を上回る高い減歩率を市街地に適応。
- 3、都有地となる4本の都道や駅前広場整備を区画整理で住民負担させる不合理。
- 4、事業の出発点とされた3点合意が明確な合意でない事を指摘し、現在進められている事業を減歩面、事業期間、都有地整備面など、大元から作り直す事を求め多くの市民が反対の事業を住民の目線から改めて指摘している。

市が作成した平成56年完成の30年計画は、国や都の補助金を算入した資金計画が国や都に認められず、いつまでたっても発表出来ない事態に追い込まれている。

昨年度の補助金も予定額の66%しか交付されていない事が明らかになった。法人収入も不安定で人口減少も進み、公共施設の維持にも巨費が掛かる中、毎年10億円以上を30年間も本区画整理に使い続ける事は本当に出来るのかとの声が広がっている。市に対し、まちづくりの抜本的な見直しを求めることは議会の責任と指摘する。

街を壊し、生活を壊す区画整理には協力しません！

住民集会と総会のお知らせ

2月11日(日) 午後1:30～5時

場所：本町会館 1階 和室

どなたでも参加できます。みんなの意見を持ち寄りましょう！